

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	自立支援医療(育成医療)に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、自立支援医療(育成医療)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

福知山市長

## 公表日

令和3年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療(育成医療)に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援(育成)医療費の支給申請・認定に関する事務で、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【業務内容】 ①対象の申請書の提出 ②対象者へ支給認定通知書・受給者証の発行
③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム (2)番号連携サーバー (3)中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者自立支援給付(育成医療)特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第84項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条第1号及び第4号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2(第16項, 第26項, 第56の2項, 第87項, 第116項) 【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2(第108項, 第109項, 第110項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部子ども政策室
②所属長の役職名	子育て包括・児童館担当次長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民総務部市民課 〒620-8501 京都府福知山市宇内記13番地の1 電話 0773-24-7027
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部子ども政策室 〒620-0035 京都府福知山市宇内記100番地 電話 0773-24-7011

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 5. ②所属長	子育て支援課長 林田 恒宗	子育て支援課長 山路 智子	事後	
平成29年4月1日	I 5. ②所属長	子育て支援課長 山路 智子	子育て支援課長 時井 博信	事後	
平成30年4月1日	I 5. ①部署	福祉保健部子育て支援課	福祉保健部子ども政策室	事後	
平成30年4月1日	I 5. ②所属長	子育て支援課長 時井 博信	子育て包括担当次長 芦田 雅子	事後	
平成30年4月1日	I 7. 請求先	市長公室秘書広報課 〒620-8501 京都府福知山市宇内記13番地の1 電話 0773-24-7027	市民総務部市民課 〒620-8501 京都府福知山市宇内記13番地の1 電話 0773-24-7027	事後	
平成30年4月1日	I 8. 連絡先	福祉保健部子育て支援課 〒620-8501 京都府福知山市宇内記13番地の1 電話 0773-24-7011	福祉保健部子ども政策室 〒620-0035 京都府福知山市宇内記100番地 電話 0773-24-7011	事後	
令和1年5月17日	I 5. ②所属長	子育て包括担当次長 芦田 雅子	子育て包括・児童館担当次長	事後	
令和1年5月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月17日	IV リスク対策		追記	事後	
令和2年12月3日	公表日	令和元年5月31日	令和2年12月10日	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年12月3日	I 1. ③システムの名称	(1)市町村基幹業務支援システム (2)Topics21 (2)番号連携サーバー (3)中間サーバー	(1)市町村基幹業務支援システム (2)番号連携サーバー (3)中間サーバー	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年12月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年12月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	5年経過前の評価の再実施
令和3年9月1日	公表日	令和2年12月10日	令和3年9月1日	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行日
令和3年9月1日	I 4. ②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第7号 【情報照会】 番号法第19条第7号	【情報提供】 番号法第19条第8号 【情報照会】 番号法第19条第8号	事後	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行日